

秋の全国交通安全運動

9月21日(水)～9月30日(金)

～子供と高齢者の交通事故防止～

日没時間が急激に早まる秋は、夕暮れ時や夜間に交通事故が増加します。町民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組み、交通事故を防止しましょう。

運動の重点

- ・夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止
- ・全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底
- ・飲酒運転の根絶

9月30日(金)は交通事故死ゼロを目指す日

一人ひとりが交通事故に注意して行動し、交通事故をなくしましょう

問い合わせ先

企画課 経営企画室 TEL:0859-68-4212

鳥取短期大学 オープンキャンパス開催

鳥取短期大学のオープンキャンパスは、授業体験、キャンパス見学など、毎回盛りだくさんの企画を用意し、みなさまをお待ちしています。会場までの無料送迎バスやランチサービスもあります。詳しくはホームページをご覧ください。

と き 9月11日(日)11:00～15:30(受付10:15～)

と ころ 鳥取短期大学(倉吉市福庭854)

内 容 大学の概要説明、授業体験、キャンパス・寮の見学、個別相談など

参加申込 電話、メールまたはホームページの参加申込フォームでお申込みください。
参加申込フォームは下のQRコードからアクセスも可能です(当日参加もOK)。

その他 ・短大まで無料送迎バスあり(米子駅9:25発)
・昼食は自慢の学食を無料でサービス

鳥取短期大学オープンキャンパス
参加申込フォームQRコード



問い合わせ先

鳥取短期大学 入試広報課 TEL:0858-26-9171
HP: <http://www.cygnus.ac.jp/exam/open.html>

伯耆町健康ポイント対象事業 心・カラダ 若返る健康運動

元気アップ教室 受講生募集

生活習慣病を予防するため、筋力トレーニングやエアロビクスを行う運動教室を開催します。

と き 9月～平成29年1月の毎週木曜(全12回)
13:30～14:30 / ※初回は9月15日

と ころ 岸本公民館 大会議室

対 象 伯耆町の住民で、4ヶ月間参加できる人
※高血圧症・心疾患などの人は、必ず医師にご相談のうえお申込みください。

定 員 20人

受講料 2,000円 ※初回教室時に集金

申込期限 9月8日(木)

その他 ・申込み多数の場合は、過去2年間で参加回数の少ない人を優先します。
・開催場所と時間を前回から変更しています。ご注意ください。

申込み・問い合わせ先 健康対策課 TEL:0859-68-5536

伯耆町健康ポイント対象事業 足腰と脳を鍛える 歩行エクササイズ

スクエアステップ教室 受講生募集

健康づくりの新しい運動「スクエアステップ」の教室を下記のとおり開催します。

スクエアステップは、一辺25cmの正方形を横4個、縦10個の計40個並べたマットの上で歩行(ステップ)する運動プログラムです。足腰の筋力向上や認知機能の向上などに効果があります。

と き 9・10月の水曜日(全5回)※初回は9月21日
毎回10:00～11:30

と ころ 岸本公民館2階 大会議室

対 象 伯耆町の住民で
20歳以上の方

講 師 スクエアステップ協会
認定指導員

定 員 20名

受講料 1,000円 ※初回教室時に集金

申込期限 9月8日(木)

申込み・問い合わせ先 健康対策課 TEL:0859-68-5536



障がいがある人への手当制度

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当

障がいがある人やその家族の経済的負担を軽減するため、各種手当を支給しています。

特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わって養育している人に支給される手当です。

手当額と支給日

	手当額(児童1人あたり)	支給日
1級	51,500円/月	4・8・11月の各11日
2級	34,300円/月	※11日が土日祝日のときはその前日

次の場合は支給対象外 ・児童、父母または養育者の住所が国内にないとき
・支給対象児童が障がいを事由に年金を受け取ることができるとき
・支給対象児童が児童福祉施設など(通園・通所施設は除く)に入所しているとき
・手当を受ける方と同居する親族などの前年の所得が一定以上であるとき

障害児福祉手当、特別障害者手当

日常生活で常時特別な介護を必要とする人に支給される手当です。

対象者 ● 障害児福祉手当 20歳未満で、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時介護が必要な在宅生活をしている人
● 特別障害者手当 20歳以上で、概ね身体障害者手帳1、2級程度の障がいと療育手帳A程度の障がい重複している人、もしくはそれと同等の疾病・精神障がいを有し在宅生活をしている人

手当額と支給日

	障害児福祉手当	特別障害者手当
手当額	14,600円/月	26,830円/月
支給日	2・5・8・11月の各10日 ※10日が土日祝日のときはその前日	
支給制限	・本人、扶養義務者の所得制限あり ・施設入所しているときは支給されない	・本人、扶養義務者の所得制限あり ・施設入所または病院に3ヶ月以上継続して入院しているときは支給されない

手続きに必要なもの

- | | | |
|--------|---------------|-----------------------|
| ①認定申請書 | } 用紙は福祉課にあります | ④年金証書、特別児童扶養手当受給者証の写し |
| ②認定診断書 | | ⑤本人名義の預金通帳 |
| ③所得状況届 | | ⑥認印 |

所得状況届の提出を忘れずに

これらの手当を受給している人は、毎年8月12日～9月11日までの間に所得状況届の提出が必要です。この届を提出しないと、その年の8月以降の手当を受けることができなくなるので、ご注意ください。

問い合わせ先 福祉課 TEL:0859-68-5534